

滋賀県地域防災計画 修正案の概要

(風水害等対策編・震災対策編・事故災害対策編・原子力災害対策編)

趣旨

滋賀県地域防災計画について、平成29年台風第21号の教訓を踏まえた災害対応の見直し、滋賀県地震防災プランの策定等に伴う修正を行う。

主な修正項目

1 平成29年台風第21号の教訓を踏まえた修正

○災害警戒本部のあり方

- ・災害警戒本部の廃止は、災害警戒本部員会議を開催し、被害および応急対策の状況を把握したうえで、本部長の判断で行う。
- ・災害警戒本部の本部員には、部局全体に係る被害状況等を把握し、迅速・的確な判断を行うことが求められることから、次長が務めるものとする。

[参考] 災害警戒本部の構成

本部長：副知事

副本部長：防災危機管理監

本部員：各部（庁）幹事課長を各部（庁）次長へ修正する。

○風害への対応

- ・風水害等対策編に風害への具体的な対応についての記載を加え、風害予防対策の強化を図る。

【記載概要】

一般予防対策：施設管理者および住民の危険防止措置

農作物予防対策：水稻の倒伏防止対策、施設園芸の被服資材の修繕など

ライフライン防災対策：電力、通信、鉄道事業者の防災対策

2 滋賀県地震防災プランの策定に伴う修正

これまでの地震対策を継承しつつ、全国各地で発生した過去の大規模災害を教訓として、今後、重点的に取り組む地震対策について定めた「滋賀県地震防災プラン」の策定に伴う修正。

○受援計画の策定

- ・多様な団体・組織との連携を含めた受援体制を整備するため、人的・物的支援を効率的、効果的に受ける方法や手順、分野ごとの必要人員等について定める受援計画を策定するものとする。

○市町の受援計画策定支援

- ・県は、市町における受援計画の策定を支援するとともに、市町間でのカウンターパート方式による相互応援の仕組みを、市町と連携しながら構築する。

○要配慮者へ合理的配慮を提供する

- ・避難所において、傷病者、障害者、高齢者、幼児、妊産婦等の要配慮者に合理的配慮を提供する。

3 水防法および土砂災害防止法の改正（平成29年6月）の反映

水防法および土砂災害防止法の改正により、浸水想定区域および土砂災害計画区域内にあり、かつ市町の地域防災計画に位置付けられた要配慮者利用施設の所有者または管理者は、洪水、土砂災害時に円滑かつ迅速に避難ができるよう避難確保計画の作成や避難訓練が義務化されたが、市町と連携して計画作成や訓練実施について積極的に支援を行うこととする。

4 原子力災害対策指針の改正（平成29年3月および平成29年7月）の反映

○「ふげん」のUPZに係る記載を削除する。

(理由)

原子力災害対策指針の改正（平成29年3月）により原子炉廃止措置研究開発センター「ふげん」のUPZ（原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲）が半径30kmから5kmに変更され、本県は「ふげん」のUPZ外となつたため。

○警戒事態の判断基準に関し、地震発生場所に係る記載を修正する。

＜修正前＞

「福井県」

＜修正後＞

→ 「福井県の原子力事業所所在市町」

(理由)

原子力災害対策指針の改正（平成 29 年 7 月）により警戒事態を判断する際の地震に係る基準（震度6弱以上）に関し、発生場所の区分が原子力事業所の所在「道府県」から所在「市町村」に変更されたため。

5 その他、県の取組の反映

○新たに締結した災害時応援協定等の追加

- ・下表の4つの協定について滋賀県地域防災計画に追加

新たに締結した災害時応援協定等（平成29年4月1日～平成30年3月26日）

相手方	協定名称および概要
(一社)滋賀県空調衛生設備工業協会	<p>災害時における機械設備の応急業務に関する協定書 被災した県の災害対応の拠点となる施設等に係る給排水・衛生・空調設備の機能保全および復旧等の応急対策業務</p> <p>【締結日：平成 29 年 11 月 1 日】</p>
(一社)滋賀県鍼灸師会	<p>災害時におけるはり師およびきゅう師の業務の提供に関する協定書 大規模災害時において、避難所におけるはりおよびきゅうの施術業務の提供</p> <p>【締結日：平成 29 年 12 月 1 日】</p>
(一社)滋賀県鍼灸マッサージ師会	<p>災害時におけるあん摩マッサージ指圧師、はり師およびきゅう師の業務の提供に関する協定書 大規模災害時において、避難所におけるあん摩、マッサージおよび指圧、はりならびにきゅうの施術業務の提供</p> <p>【締結日：平成 29 年 12 月 1 日】</p>
(一社)滋賀県タクシー協会	<p>災害等の緊急時における人員輸送に関する協定書 大規模災害時における被災者等の輸送業務、災害応急対策に必要な人員の輸送業務</p> <p>【締結日：平成 30 年 3 月 7 日】</p>

原子力災害に係る滋賀県広域避難計画 修正概要

■ 避難中継所に「湖北体育館」を追加

- 滋賀県原子力防災実動訓練（H29. 11.19）において、避難中継所としての機能性および利便性を確認できたため、「湖北体育館」を避難中継所の候補場所に追加

■ その他所要の修正（時点修正、用語の整理等）

- 防護措置を行う対象人口の時点修正（平成 30 年 1 月 1 日現在）
- 「大規模地震との複合災害における屋内退避の当面の考え方」の記載の見直し
- 「初期被ばく医療機関」→「原子力災害医療協力機関」（用語の整理）
- 「二次被ばく医療機関」→「原子力災害拠点病院」（用語の整理）